

1. 価格転嫁の円滑化に向けた取組み

取組の方向性

1 価格交渉・価格転嫁しやすい環境の整備

県内の中小企業・小規模事業者が適切にコスト上昇分を価格転嫁しやすい環境を整備する。

2 現状把握・関係機関との連携強化

価格転嫁の状況を把握するとともに、関係機関が価格転嫁の現状や取組等の情報を共有する場の創出・連携の強化を図る。

⇒ 関係機関が連携して適切な価格交渉・転嫁に関する支援体制を構築し、県内事業者の持続的な経営につなげる。

具体的な取組内容

※ 下線は令和6年度の新たな取組

1 価格交渉・価格転嫁しやすい環境の整備

■ 「パートナーシップ構築宣言」制度の普及・促進

- ・ 様々な機会を捉えた周知と参画の促進
- ・ 事業者向け補助事業における申請の要件化

■ 価格交渉・価格転嫁に資する施策等の情報発信

- ・ ホームページによる情報発信の強化
- ・ 広報媒体を活用した価格転嫁への理解醸成

■ 事業者及び支援者向けセミナーの開催

- ・ 原価計算や価格交渉の手法など実践的なセミナーの開催（事業者向け・支援者向け）

■ 補助事業等による生産性向上・付加価値向上の支援

2 現状把握・関係機関との連携強化

■ 受注動向調査（年2回）による価格転嫁の現状と課題の把握

■ 共同宣言11団体による連絡協議会の組織化及び連絡協議会の開催

- ・ 価格転嫁の現状や各団体の取組等の情報共有
- ・ 今後の取組等に関する連携の促進

■ 「中小企業トータルサポート体制」による継続的な支援

- ・ 各種支援策の周知
- ・ ポストコロナ対応特別金融相談窓口の設置
- ・ 様々な経営課題をワンストップかつトータルで支援

2. 賃金向上推進事業支援金

事業概要

本県女性の賃金向上及び処遇改善を促進するため、女性の非正規雇用労働者の賃金の引き上げや正社員への転換を実施した事業者に対し、県独自の支援金を支給

(1) 山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）

- ・女性非正規雇用労働者の時給を50円以上増額し、1ヶ月以上継続して雇用した場合、5万円／人を事業者へ支給

※時給を100円以上増額した場合には、5万円／人を加算

【支給上限額】

25万円（1事業者あたり、5人まで）※加算を含め上限50万円

(2) 山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）

- ・女性非正規雇用労働者を正社員に転換し、3ヶ月以上継続して雇用した場合、10万円／人を事業者へ支給

【支給上限額】

50万円（1事業者あたり、5人まで）